

船員保険丸



船内に掲示してください



船員保険
イメージキャラクター
かもめっせ

提出前に
ご確認
ください!

療養補償証明書 5つのチェックリスト



下船後三月の療養補償とは?

乗船中に初めて発生した職務外の傷病については、療養補償証明書をご提出いただくことで下船日（療養を受けることができるようになった日）から3か月目の属する月の月末まで、保険診療分の自己負担なしで医療機関等を受診することができます。

※乗船前にすでに発症していた等の理由により「下船後三月の療養補償」の対象と認められなかった場合は、後日、被保険者の方に医療機関等の窓口でお支払いいただくはずであった一部負担金相当額（職務上の傷病または75歳以上の場合は医療費の全額）を船員保険部へ返還いただくこととなりますのでご注意ください。

船員保険療養補償証明書(下船後の療養補償)			
本人	記号・番号	2:1:4:1:0:1:0:0:0:2-3:4:5:6 (扶養 0:0)	職務の種類 甲板員
	氏名	船員 太郎	生年月日 令和 55年1月1日
	被保険者 資格取得年月日	令和 14年4月1日	加入年月日 令和 14年4月1日
乗組船名	船名	第一船保丸	総トン数 499
傷病・事故 発生の日時 及び場所	日時	令和 6年2月2日 午前 8時 30分頃	場所 第一船保丸 船内
傷病	1 疾病 2 負傷	部位 及び 症状	右腕を打撲し、腫れている
船員法 第二項 第八該 九号	下船の場所 及び 年月	下船港 東京港	下船年月日 令和 6年2月3日 下船後三月 満了年月日 令和 6年5月31日
4	負傷の場合は記入してください。 1. 負傷(ケガ)した時態様について、該当する口をチェックしてください。 □ 休憩中 □ 休憩中 □ その他(具体的に)		
	2. 負傷(ケガ)した時の状況を具体的に記入ください。(例: 船内浴室で入浴中に転んで足を挫いた。) [休憩中、船内自室にて転んで、右腕を打撲した]		
	3. 相手の有無等について、該当する口をチェックしてください。 相手 名前 □ 有 → [] □ あなたは被害者 □ 無 → [] □ あなたは加害者 ※相手がいる負傷の場合は、別途「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。		
上記のとおり相違ないことを証明します。			
令和 年 月 日		住所又は所在地 氏名又は名称	

①乗船中に初めて症状があらわれた傷病ですか?
乗船前から医療機関で治療していた傷病や自宅などの船舶外で発生した傷病は対象外です。

②具体的に書かれていますか?
記入が無い場合や、記入された内容以外の診療を受ける場合は、一部負担金の支払いが必要です。

③正しい日付となっていますか?
下船年月日
船舶内で病気やケガが発生してから最初に療養を受けることができる状態になった日を指します。
※虫歯や歯周病の治療の場合は、上段に直前の乗船年月日もご記入ください。ただし、一年以上操業・航海している遠洋マグロ漁船等に継続して乗船し、その間に発生したものの以外は療養補償の対象外です。

下船後三月満了年月日
「下船年月日」から3か月目の日の属する月の末日をご記入ください。
※下船後三月満了年月日経過後は、一部負担金の支払いが必要です。

④負傷(ケガ)の場合、記入されていますか?
お仕事が原因の傷病の場合、療養補償証明書は使用できません。管轄の労働基準監督署へご相談ください。

⑤空欄はありませんか?

詳細はこちら
船員保険部ホームページ



医療機関等へ提出した場合は、船員保険部とお勤め先にも必ずご提出をお願いいたします。



好評につき今年も実施!「船員の健康づくり宣言」支援メニューのご案内

船員デンタルケアキット& セルフチェックアプリ から始めよう!



船員保険部では、「船員の健康づくり宣言」支援メニューの一環として、お口のセルフケアグッズが詰まった「船員デンタルケアキット」と現在のお口の健康状態を数分でチェックできるスマホのセルフチェックアプリを無料で提供しています。



(船員デンタルケアキット)



(セルフチェックアプリ)

申込資格

下記の①②両方を満たす場合に船舶所有者様を通してお申し込みいただけます。

- ①「船員の健康づくり宣言」アクティブコースにエントリーの船舶所有者に所属する被保険者
- ②アプリをダウンロードのうえセルフチェックをご利用いただける被保険者

申込方法

「船員の健康づくり宣言」未エントリーの船舶所有者様

まずは「船員の健康づくり宣言」アクティブコースにエントリーをお願いします。(無料)



エントリーシート等はこちら
船員保険部ホームページ

「船員の健康づくり宣言」エントリー済の船舶所有者様

船員デンタルケアキット「お試しセット」を送付しています。同封の申込用紙からお申し込みください。

▶▶▶シンプルコースにご登録の場合は、申込用紙でアクティブコースに切り替えのうえ、お申し込みください。

医療を受けるならマイナ保険証

マイナ保険証のメリット



●よりよい医療が受けられます!

初めて受診する医療機関等でも、ご本人が同意された場合、過去の特定健診の結果や薬剤・診療情報が医師や薬剤師と共有でき、よりよい医療が受けられます。

●手続きなしで高額な窓口負担が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度の自己負担限度額を超える分の医療費の支払いが不要です。

●乗船・下船・転職の時にも便利!

保険の加入手続きが完了すれば、従来の保険証のように保険証の発行を待つことなくマイナ保険証で保険診療を受けられます。*保険が切り替わる際の加入手続きは都度必要です。

●スマホでマイナ保険証が使えます!*

マイナンバーカードの健康保険証利用登録とスマホ搭載の手続きが完了している方は、スマホでマイナ保険証をご使用できます。*機器の準備が整った医療機関等でご利用いただけます。



マイナンバーカードの有効期限にご注意ください



電子証明書の更新は5年ごと、カード本体の更新は10年ごとにお手続きが必要です。有効期限の2~3か月前を目途に「有効期限通知書」が同封された封筒がご自宅に送付されますので、お住まいの市区町村窓口まで、忘れずに更新手続きをお願いします。

マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書で保険診療を受けられます。



詳しくはこちらから
船員保険部
ホームページ



全国健康保険協会
船員保険

〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階
TEL 03-6862-3060
受付時間 8:30~17:15(土日祝日除く)

船員保険
メルマガ
「うみがゆ〜る」
会員募集中!

